

昭和五十六年五月一日付け広島県報（定期）第三十三号に登載の広島県告示第四百四十三号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように訂正する。

土木局土木整備部砂防課長

四一〇	ページ	中	段	行	誤	正
五	四	三三八	一	号	号	号
六一	二 号及 び三 号	六一	一	号から 三 号まで		